

市 民 税 係

市民税の課税状況

(1) 納税義務者

区 分	平成 17 年度	個人比率	前年度	個人比率
ア 個人分	29,293 人		29,165 人	
普通徴収	14,453 人	49.3%	14,287 人	49.0%
特別徴収	14,840 人	50.7%	14,878 人	51.0%
イ 法人分	1,641 社		1,637 社	
1号法人	5 社	均等割納税義務者数	5 社	均等割納税義務者数
2号法人	0 社		0 社	
3号法人	111 社		114 社	
4号法人	10 社		11 社	
5号法人	38 社		35 社	
6号法人	10 社		10 社	
7号法人	201 社		202 社	
8号法人	5 社		6 社	
9号法人	1,261 社		1,254 社	

(2) 調定額 (現年度)

区 分	平成 17 年度	調定額比率	前年度	調定額比率
ア 個人分	2,951,540 千円	85.7%	2,844,478 千円	84.7%
普通徴収	1,119,549 千円	37.9% (普徴/個人)	1,028,767 千円	36.2% (普徴/個人)
納税義務者 1人当たり	77,461 円		72,007 円	
特別徴収	1,831,991 千円	62.1% (特徴/個人)	1,815,711 千円	63.8% (特徴/個人)
(内退職分)	27,430 千円		66,933 千円	
納税義務者 1人当たり	123,449 円		122,040 円	
イ 法人分	493,187 千円	14.3%	514,154 千円	15.3%

(3) 特別減税額の状況

普通徴収	93,344 千円	所得割納税義務者 1 人当たり	7,376 円
特別徴収	214,741 千円	所得割納税義務者 1 人当たり	15,287 円

(4) 所得の状況

17.7.1現在

区 分	給与所得者	営業等所得者	農業所得者	その他の所得者	譲渡所得者 分離課税者
総所得金額(千円)	75,084,320	4,310,744	0	7,893,392	1,862,405
所得割額(千円)	2,467,853	144,803	0	285,490	218,558
納税義務者数(人)	21,823	1,371	0	2,589	248
1人当たりの 所得額(千円)	3,440	3,144	0	3,048	7,509
1人当たりの 所得割額(円)	113,084	105,618	0	110,270	881,282

(市町村税の課税状況等の調による。)

(5) 控除額の状況

17.7.1現在

区 分	人 数 (人)	控 除 額 (千円)
雑 損	5	5,103
医 療 費	2,252	462,385
社 会 保 険 料	24,118	11,527,505
小規模企業共済等掛金	339	145,381
生 命 保 険 料	19,358	779,872
損 害 保 険 料	11,178	36,355
寄 付 金	3	310
障 害 者	635	184,900
老 年 者	2,151	1,032,480
寡 婦 (夫)	428	121,600
勤 労 学 生	1	260
配 偶 者	7,504	2,502,720
配 偶 者 特 別	343	77,820
扶 養	7,263	4,449,200
同 居 特 障	166	38,410
基 礎	26,031	8,590,230
税 額 控 除	配 当	264
	外 国 税 額	1

(市町村税の課税状況等の調による。)

(6) 扶養控除人員別納税義務者数

(単位：人)

扶養控除人員	0人	1人	2人	3人	4人	5人以上
納税義務者数 平成17年度 (17.7.1現在)	15,595	4,828	2,760	2,186	550	112
前年度 (16.7.1現在)	15,338	4,364	2,721	2,209	589	112

(市町村税の課税状況等の調べによる。)

(7) 非課税者の状況

(単位：人)

区分	生活保護	障害者	未成年者	老年者	寡婦・夫	妻につき	均等割	計
普通徴収	283	255	760	6,029	304	0	6,301	13,932
特別徴収	0	24	90	108	74	0	628	924
平成17年度合計 (17.10.1現在)	283	279	850	6,137	378	0	6,929	14,856
前年度合計 (16.10.1現在)	246	279	829	6,050	390	356	6,742	14,892
備考 (適用条件)	1月1日現在、生活保護受給者であること。	合計所得金額が、125万円以下であること。				所得割が非課税であり、均等割の納税義務を負う夫と生計を一にする妻で、夫と同一市内に住所を有する者であること。	合計所得金額が、35万円にその家族数を乗じた金額(その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合は、22万円を加算)以下であること。 家族数 その者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数	